

合意書

山田花子（以下、「甲」という。）と久保田誠（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意する。

（内縁解消の確認）

第1条 甲と乙は、本日をもって内縁による夫婦関係を解消することに合意する。

（慰謝料）

第2条 乙は甲に対し、内縁解消に伴う慰謝料として金100万円の支払義務があることを認め、本日、乙は甲に対し、金100万円を本契約の締結と同時に支払い、甲はこれを受領した。

（財産分与）

第3条 乙は甲に対し、内縁解消に伴う財産分与として金200万円の支払義務があることを認め、内縁解消日の属する月から平成〇〇年〇〇月までの期間、毎月金5万円を毎月末日限り、甲の指定する下記口座に振込むものとする。但し、当該金融機関が休日の場合は翌営業日とし、振込手数料は乙が負担する。

2 乙が前項の金員の支払いを遅滞し、その額が金10万円に達したときは、期限の利益を失い、乙は甲に対し、前項の承認額の残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

記

振込み口座 〇〇銀行〇〇支店

口座番号 普通預金 * * * * *

口座名義人 ヤマダハナコ

（清算条項）

第4条 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほかには、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

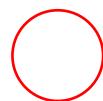
本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通保有する。

平成29年11月10日

(甲)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田○番地○○

氏名 山田 花子



(乙)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田○番地○○

氏名 久保田 誠

